**資料１**

## 令和４年度酒蔵めぐりスタンプラリー事業に係る企画運営業務　企画コンペ実施要領

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」とする。）は、岩手県が実施する令和４年度酒蔵めぐりスタンプラリー事業に係る企画運営業務（以下「本業務」とする。）に係る受託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」とする。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

### １　業務内容

(1)　業務件名及び数量　令和４年度酒蔵めぐりスタンプラリー事業に係る企画運営業務　一式
(2)　業務の仕様等　「業務仕様書」のとおり
(3)　履行期間　委託契約締結の日から令和４年 11 月 30 日（水）まで
(4)　委託予定額　１，６２３千円以内（税込）

### ２　コンペ参加者の資格に関する事項

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数以上の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めたうえで企画コンペに参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。

(1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する拠点を有するもので、本業務の実施について、岩手県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
(4) 参加届出書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、岩手県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
(5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号) 第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

### ３　企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当

〒020-0023　岩手県盛岡市内丸１１番１号
盛岡広域振興局経営企画部産業振興室
電　話　０１９－６２９－６５１２
ＦＡＸ　０１９－６２９－６５２９
担当者　主事　千葉
電子メールアドレス　BA0001@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の交付

企画コンペ手続き等に関する下記の要領等について、岩手県ホームページ（**岩手県公式ホームページ「トップページ」⇒「入札・コンペ・公募情報」⇒「コンペ」⇒「コンペ参加者募集情報」**）に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、**【様式１－１】「実施要領等に関する質問票」**により受け付ける。

ア　受付期間　令和４年５月17日（火）午後５時まで

イ　受付場所　３(1)に同じ

ウ　提出方法　原則として、電子メール又はＦＡＸによる。

エ　回答方法　受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページ上に掲載する。

オ　回答期日　随時、回答する。

なお、最終回答の期日は令和４年５月19日（木）とする。

(4) 参加届出書類の提出

参加者は、下記提出期限までに参加届出書類を３(1)まで持参又は郵送により提出しなければならない。

ア　届出書類

- **【様式１－２】企画コンペ参加届出書**
- **【様式１－３】会社概要及び過去５年間の類似事業の主な受注実績**

イ　提出期限　令和４年５月20日（金）午後５時まで

・　持参の場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に３(1)に直接提出のこと。

・　郵送の場合は、期日までに３(1)に必着のこと。

ウ　提出期限までに提出しない者又は企画コンペ参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

エ　参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、下記６に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

## ４　企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

コンペ参加者は、「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書等を作成すること。

- **【様式２】令和４年度酒蔵めぐりスタンプラリー事業に係る企画運営業務企画提案書（任意様式も可）**
- **【様式３】見積書（任意様式も可）**

※　本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア　提出部数　各５部

イ　提出期限　令和４年５月26日（木）午後５時〔必着〕

ウ　提出先　　３(1)に同じ

エ　提出方法

①　持参または郵送により提出すること。

② 持参の場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に持参すること。

③ 郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて、期日までに提出すること。

オ その他

① 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

② 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、差換え、撤回することができないものとする。

(3) 企画提案の無効

上記３(4)ウ及びエにより参加することができない者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法（明治 30 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 上記１(4)の予算額を超えた提案

エ その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案

## ５ 企画提案に関するその他事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が岩手県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペの参加に要する経費について

すべて参加者が負担するものとする。

## ６ 受託候補者の選定等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料３「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行う。なお、企画コンペの提案書等の内容が、１(4)の委託予定額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 審査委員会の開催（予定）

ア 開催日

令和４年６月３日（金）予定（詳細は別途通知します。）

イ 開催場所

盛岡地区合同庁舎

ウ 開催方法等

（ア） 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は一切認めない。

（イ） プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、機材は参加者が準備することを原則とし、事前に３(1)担当あて連絡することとする。

（ウ） プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とする。

（エ） プレゼンテーションの時間は１者あたり 30 分（説明 20 分、質問 10 分）とする。
（オ） 参加者が５者以上であった場合は、審査委員会において企画提案書等による審査を実施し、上位と評価された４者により、審査委員会において企画提案書等によりプレゼンテーションに基づく審査を行う。
なお、一次審査により上位４者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。
※ 開催日、場所、開催方法については、新型コロナウイルス感染症に係る社会状況に応じて変更する場合がある。実地開催から書面審査へ変更する場合、事前に参加者に通知するものとする。

(3) 審査基準
以下の基準により、審査を行い、順位を決定する。
ア 企画提案内容が的確であること
企画提案内容が的確で、訴求力のある構成案を提示できること。
イ 事業実施に充分な能力を有すること
実施体制が整っていること、過去に類似の事業を実施した実績があること、または実績はないが、団体としての活動状況や組織構成等から充分な専門的能力があると判断できること。
ウ 見積が適正であること
見積の内容が的確であり、予算の範囲内で見積が行われていること。
エ その他
その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など業務遂行に必要な措置が講じられていること及び特に加算すべき優れた内容が認められること。

(4) 受託候補者の決定
ア 盛岡広域振興局は、審査委員会の審査結果に基づき、第１順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、企画提案内容に沿って受託候補者と契約内容に関する協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。
イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
ウ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと盛岡広域振興局が認めた場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(5) 企画コンペ参加の辞退
ア 参加予定者が企画提案書を提出しない場合は、**５月 26 日（木）午後５時**までに**【様式１－４】「企画コンペ参加辞退届」**を３(1)に持参または郵送により提出すること。（必着）
イ アにより企画コンペの参加を辞退した者は、これを理由として、以降盛岡広域振興局が実施する他の企画提案募集等について、不利益な扱いを受けることはない。

## ７ 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否
要
(2) 契約保証金
会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。
(3) 企画提案書の位置付け
受託候補者との委託契約締結にあたっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方

が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

　したがって、当初提出していただいた見積額が契約額とならない場合があること、第１順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う場合があること。

(4) 県の契約に係る委託料の支払方法

　原則精算払いとする。ただし、事業の執行計画等に応じて、部分払、前金払が可能となる場合があること。

## ８　公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

［参考］

| | |
|---|---|
| ①実施要領のホームページ掲載 | 令和４年５月 12 日（木） |
| ②「質問票」提出期限 | ５月 17 日（火）午後５時 |
| ③質問事項に対する最終回答 | ５月 19 日（木） |
| ④「企画コンペ参加届出書」提出期限 | ５月 20 日（金）午後５時 |
| ⑤「企画提案書」等提出期限 | ５月 26 日（木）午後５時 |
| ⑥「企画コンペ参加辞退届」提出期限 | ５月 26 日（木）午後５時 |
| ⑦企画提案の審査 | ６月３日（金）予定 |
| ⑧受託候補者決定 | ６月中旬 |
| ⑨受託候補者との契約 | ６月中旬 |